

總會議事録

一 冊	一 冊	十 類
--------	--------	--------

国立公文書館	
分類	(54)
排架番号	2 A
	36
	(委) 295

臨時產業調查會書目類

一、總會議事錄（大正九年三月）

(一) 議事錄

(二) 原首相演說要旨

(三) 議事規則

(四) 勞働組合法要綱

(五) 臨時產業調查會官制

二、臨時產業調查會

臨時産業査調會總會議事録

目次

開會年月日	回数	曜	會場
九三三	九	土	首相官邸

ルノミナラス既ニ労働會議ニモ参加シタル今日ニ於テハ資本家ニ偏セズ労働者ニ偏セズ公平ナル見地ニ立テ適切ナル方策ヲ案出セサルヘカラス
右ハ單ニ一例ヲ舉ケタルニ過キサルモ要スルニ現時及將來ニ亘リ我産業界ニ於ケル諸般重要問題ニ関シ十分ナル審議ヲ希望スルノ意味ニ於テ此調査會ヲ設ケタル次第ナルハ諸君ニ於テ政府ノ趣旨ヲ諒セラレ御盡瘁アラムコトヲ切望ス

臨時産業調査會議事規則

- 第一條 會議ノ日時及場所ハ會長之ヲ定ム
- 第二條 會長ハ會議ノ議長ト爲リ議事ヲ整理ス
- 第三條 會長、副會長共ニ事故アルトキハ會長ニ於テ指名シタル委員臨時議長ヲ代理ス
- 第四條 會議ハ委員及臨時委員ヲ合セ其ノ三分ノ一以上出席スルニ非サレハ之ヲ開クコトヲ得ス
- 第五條 議席ハ豫メ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム
- 第六條 會議ハ之ヲ秘密トス
- 第七條 發言セムトスル者ハ議長ノ許可ヲ受クヘシ
發言ハ議席ニ於テ起立シテ之ヲ爲スヘシ
- 第八條 議事ノ整理上必要アルトキハ議長ハ發言ヲ止メ又ハ議事ヲ中止スルコトヲ得
- 第九條 會長意見ヲ陳述シ又ハ可否ノ數ニ加ハラムトスルトキハ議席ニ著クヘシ
副會長ハ議事ヲ整理スル場合ノ外常ニ議席ニ列ス
- 第十條 修正ノ動議ヲ提出セムトスル者ハ案ヲ具シ之ヲ議長ニ差出スヘシ但シ簡單ナルモノハ口頭ヲ以テ陳述スルコトヲ得

ルノミナラス既ニ労働會議ニモ参加シタル今日ニ於テハ資本家ニ偏セス労働者ニ偏セス公平ナル見地ニ立テ適切ナル方策ヲ案出セサルヘカラス
右ハ單ニ一例ヲ舉ケタルニ過キサルモ要スルニ現時及将来ニ亘リ我産業界ニ於ケル諸般重要問題ニ関シ十分ナル審議ヲ希望スルノ意味ニ於テ此調査會ヲ設ケタル次第ナレハ諸君ニ於テ政府ノ趣旨ヲ諒セラレ御盡瘁アラムコトヲ切望ス

臨時産業調査會議事規則

- 第一條 會議ノ日時及場所ハ會長之ヲ定ム
- 第二條 會長ハ會議ノ議長ト爲リ議事ヲ整理ス
- 第三條 會長、副會長共ニ事故アルトキハ會長ニ於テ指名シタル委員臨時議長ヲ代理ス
- 第四條 會議ハ委員及臨時委員ヲ合セ其ノ三分ノ一以上出席スルニ非サレハ之ヲ開クコトヲ得ス
- 第五條 議席ハ豫メ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム
- 第六條 會議ハ之ヲ秘密トス
- 第七條 發言セムトスル者ハ議長ノ許可ヲ受クヘシ
發言ハ議席ニ於テ起立シテ之ヲ爲スヘシ
- 第八條 議事ノ整理上必要アルトキハ議長ハ發言ヲ止メ又ハ議事ヲ中止スルコトヲ得
- 第九條 會長意見ヲ陳述シ又ハ可否ノ數ニ加ハラムトスルトキハ議席ニ著クヘシ
副會長ハ議事ヲ整理スル場合ノ外常ニ議席ニ列ス
- 第十條 修正ノ動議ヲ提出セムトスル者ハ案ヲ具シ之ヲ議長ニ差出スヘシ但シ簡單ナルモノハ口頭ヲ以テ陳述スルコトヲ得

第十一條 動議ハ賛成者アルニ非サレハ議題ト爲スコトヲ得ス

第十二條 議事ハ過半数ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第十三條 採決ハ起立ニ依ル但シ議決ニ依リ記名投票又ハ無記名投票ヲ用フルコトヲ得

第十四條 會長必要ト認ムルトキハ委員及臨時委員ノ中ヨリ特別委員ヲ選定シ審査ヲ命スルコトヲ得

第十五條 特別委員ハ其ノ互選ヲ以テ委員長ヲ置ク

特別委員長ハ審査ノ經過及結果ヲ會長ニ報告スヘシ

特別委員會ニハ本則ノ規定ヲ準用ス

第十六條 關係各廳職員其ノ他會長ニ於テ適當ト認メタル者ハ會議ニ出席シ議案ノ説明ヲ爲シ又ハ意見ヲ陳述スルコトヲ得

第十七條 議事録ハ幹事之ヲ作成スヘシ



労働組合法要綱

勞働組合法要綱

第一條

組合員ノ勞働條件ノ維持改善其ノ他業務上ノ

利益ノ保護増進ヲ圖リ其ノ相互協助ヲ爲スヲ目的ト

シテ組合ヲ組織セムトスルモノハ本法ノ規定ニ依ル

ヘシ

第二條

同種又ハ密接ノ關係アル職業ニ於ケル勞働者

ハ勞働組合ヲ設立スルコトヲ得

第三條

勞働組合ハ法人トス

労働組合ハ營利事業ヲ爲スコトヲ得ス

第四條 労働組合ヲ設立セムトスルトキハ定款ヲ作り

行政官廳ノ認可ヲ受クヘシ

労働組合ノ區域ハ道府縣ヲ超ユルコトヲ得ス但シ特

別ノ事由アル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第五條 労働組合ノ定款ハ組合員ノ三分ノ一以上ノ同

意アルトキニ限り之ヲ變更スルコトヲ得但シ定款ニ

別段ノ定アルトキハ此ノ限ニ在ラス

定款ノ變更ハ行政官廳ノ認可ヲ受クルニ非サレハ其

ノ效力ヲ生セス

第六條 労働組合ニハ左ノ役員ヲ置ク

一 組合長 一名

一 副組合長 若干名

一 評議員 若干名

前項ノ役員ノ外定款ノ規定ニ依リ他ノ役員ヲ置クコトヲ得

第七條 役員ハ組合員中ヨリ之ヲ選任スヘシ但シ必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ組合員ニ非サル者ヨリ之ヲ選任スルコトヲ得

第八條 組合長ハ組合ヲ代表シ組合ノ事務ヲ統轄ス副組合長ハ組合長ヲ輔ケ組合ノ事務ヲ分掌シ組合長

事故アルトキハ之ヲ代理ス

評議員ハ組合長ノ諮問ニ應シ及業務ノ執行並財産ノ狀況ヲ監査ス

第九條 組合長ハ定款ノ定ムル所ニ依リ少クトモ毎年一回通常總會ヲ招集スルコトヲ要ス

組合長ハ必要アリト認ムルトキハ何時ニテモ臨時總會ヲ招集スルコトヲ得

組合員ノ五分ノ一以上ヨリ會議ノ目的タル事項及其
ノ招集ノ理由ヲ示シ臨時總會ノ招集ヲ請求シタルト
キハ組合長ハ之ヲ招集スルコトヲ要ス但シ此ノ定數
ハ定款ヲ以テ之ヲ増減スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ組合長正當ノ事由ナクシテ一週間
内ニ總會招集ノ手續ヲ爲ササルトキハ請求者ハ行政
官廳ノ認可ヲ受ケ之ヲ招集スルコトヲ得

第十條 左ニ掲クル事項ハ總會ノ決議ヲ經ヘシ

一 經費ノ收支豫算

二 經費ノ分賦收入方法

三 豫算ヲ以テ定メタルモノヲ除クノ外新ニ義務ヲ負

ヒ又ハ權利ヲ失フヘキ行爲

四 共濟其ノ他ノ基金ノ積立、管理及處分

五 事業報告及收支決算ノ承認

六役員ノ選任又ハ解任

七雇傭條件ノ維持又ハ變更

八定款ノ變更

九聯合會ヲ設立シ又ハ之ニ加入シ若ハ之ヨリ脱退ス

ルコト

十解散又ハ分合

前項ノ決議ヲ爲スヘキ總會ニ於テハ第九號及第十號

ヲ除クノ外組合員ノ半数以上出席スルニ非サレハ會

議ヲ開クコトヲ得ス但シ同一事項ニ付招集シタル第

二回以後ノ總會ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ會議ノ議事ハ出席者ノ議決權ノ過半数ヲ以テ

之ヲ決ス

第一項第九號及第十號ノ決議ヲ爲スニハ組合員ノ三

分ノ二以上ノ同意アルコトヲ要ス

第十一條 總會ニ於ケル各組合員ノ表決權ハ平等トス
定款ニ別段ノ定アル外總會ニ出席セサル組合員ハ書
面ヲ以テ表決ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ
組合員ハ之ヲ出席者ト看做ス

第十二條 組合ハ命令ノ定ムル所ニ依リ定款ヲ以テ總
會ニ代ルヘキ總代會ヲ設クルコトヲ得

總會ニ關スル規定ハ總代會ニ之ヲ準用ス但シ總代會

ニ於テハ解散及分合ノ決議ヲ爲スコトヲ得ス

第十三條 民法第五十一條及第八十四條第二號ノ規定
ハ労働組合ニ之ヲ準用ス

第十四條 行政官廳ハ労働組合ニ對シ業務ニ關スル報
告ヲ爲サシメ業務ノ執行又ハ財産ノ狀況ヲ検査シ其
ノ他監督上必要ナル命令ヲ發シ及處分ヲ爲スコトヲ

得

第十五條 労働組合ノ決議ニシテ法令ニ違背シタルト
キハ行政官廳ハ其ノ取消又ハ組合ノ解散ヲ命スルコ
トヲ得

第十六條 同一区域内ニ於ケル同種又ハ密接ノ關係ヲ
ル職業ニ於ケル労働組合ハ合併スルコトヲ得

合併ニ因リテ解散シタル組合ノ權利義務ハ合併後存
續スル組合又ハ合併ニ因リテ成立シタル組合之ヲ承

継ス

第十七條 労働組合ハ分割スルコトヲ得

労働組合分割シタルトキハ其ノ定ムル所ニ從ヒ分割
ニ因リテ成立シタル組合其ノ權利義務ヲ承継ス

第十八條 労働組合解散シタルトキハ前二條ノ場合ヲ
除クノ外清算ヲ爲スヘシ

民法第七十三條乃至第八十三條ノ規定ハ労働組合ノ

清算ニ之ヲ準用ス

第十九條 労働組合ハ協同シテ其ノ目的ヲ達スル爲勞

働組合聯合會ヲ設立スルコトヲ得

労働組合聯合會ヲ設立セムトスルトキハ定款ヲ作り

主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第二十條 労働組合ニ關スル規定ハ第十一條第一項ヲ

除クノ外労働組合聯合會ニ之ヲ準用ス

第二十一條 労働組合ノ役員ノ行爲ニシテ法令若ハ定

款ニ違背シ又ハ公益ヲ害シタルトキハ三百圓以下ノ

罰金ニ處ス

前項ノ場合ニ於テ行政官廳ハ其ノ役員ノ解職ヲ命ス

ルコトヲ得

第二十二條 労働組合ノ役員其ノ他事務ニ従事スル者

正當ノ理由ナクシテ當該官吏ノ職務ノ執行ヲ拒之之

ヲ妨ケ若ハ之ヲ忌避シタルトキ又ハ職務ノ執行ノ爲
ニスル訊問ニ對シ答辯ヲ爲サス若ハ虚偽ノ陳述ヲ爲
シタルトキハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十三條 労働組合ノ役員其ノ職務ニ關シ賄賂ヲ收
受シ又ハ之ヲ要求若ハ約束シタルトキハ三年以下ノ
懲役ニ處ス

前項ニ掲クル者ニ對シ賄賂ヲ交付提供又ハ約束シタ

ル者亦同シ

第一項ノ場合ニ於テ收受シタル賄賂ハ没收ス若其ノ
全部又ハ一部ヲ没收スルコト能ハサルトキハ其ノ價
額ヲ追徴ス

第二十四條 第一條ノ規定ニ違反シテ組合ヲ組織シ又
ハ之ニ加入シタル者ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十五條 本法ノ規定ハ使用者ニ之ヲ準用ス

附則

本法ハ大正 年 月 日ヨリ之ヲ施行ス

労働組合法制定ノ理由

我國ニ於ケル労働運動ハ極メテ最近ノ事ニ屬シ所謂勞

働組合ナルモノノ發達モ甚タ顯著ナラス從テ法規ヲ以

テ之等組合ヲ律スルノ必要モ亦切實ナラサルニ似タリ

然レトモ労働運動ハ今ヤ世界的風潮ニシテ列國戰後ノ

重要ナル國政問題ノ一タルヲ失ハス其ノ勢ノ赴ク所動

モスレハ放縱ニ走り極端ニ流レ易ク延イテハ一國産業

ノ發達ヲ阻害スルコト大ナルモノアリ而モ海外ニ於ケ

ル労働運動ノ一波一瀾ハ直ニ我國ニモ波及セスハ止
マズ我カ最近ノ此ノ種運動ノ時ニ悪化ノ傾向ヲ帶フル
又故ナキニ非サルナリ労働運動ノ悪化ハ往々ニシテ産
業組織ノ根柢ヲ破壊シ國民思想ノ紊乱ヲ来シ其ノ影響
ノ及フ所測リ知ルヘカラズ是レ政策上組合法ヲ制定シ
テ労働運動ニ其ノ針路ヲ指示スルヲ以テ我國刻下ノ急
務ナリトスル所以ナリ

臨時産業調査會官制

(大正九年三月二十一日付二十三號公布)

第一條 臨時産業調査會ハ内閣總理大臣ノ監督ニ屬シ關係各大臣ノ諮問ニ應ジテ産業ニ關スル重要事項ヲ調査審議ス

第二條 臨時産業調査會ハ會長一人、副會長二人及委員三十人以内ヲ以テ之ヲ組織ス

特別ノ事項ヲ調査審議スル爲必要アルトキハ臨時委員ヲ置クコトヲ得

第三條 會長ハ内閣總理大臣ヲ以テ之ニ充ツ

副會長、委員及臨時委員ハ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス

第四條 會長ハ會務ヲ總理ス

會長事故アルトキハ内閣總理大臣ノ指名スル副會長其ノ職務ヲ代理ス

第五條 臨時産業調査會ニ幹事ヲ置ク

幹事ハ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス

第六條 臨時産業調査會ニ書記ヲ置ク内閣ニ於テ之ヲ命ス

書記ハ會長、副會長及幹事ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

臨時産業調査會名簿

會長

内閣總理大臣 原 敬

副會長

從三位勳二等 山 本 雄

委員

正四位勳一等功四級

新井 隆

正三位勳一等

淺 田 德 則

從三位勳一等

和 田 彦 次 郎

正四位勳一等法學博士

鈴木 喜 三 郎

從四位勳三等

小 橋 一 太

從四位勳二等功二級

野 中 清

從四位勳三等

高 橋 光 威

正五位勳三等

横 田 千 之 助

從三位勳二等

岡 喜 七 郎

正四位勳三等工學博士

石 丸 重 美

從三位勳二等

秦 豊 助

從四位勳三等

堀 原 正 直

從四位勳三等功五級

武 田 秀 雄

正四位勳二等工學博士

石 黒 五 十 二

正三位勳四等伯爵

松 浦 厚

正四位勳二等法學博士

岡 實

勳二等

田 榮 吉

正五位勳三等

加 藤 政 之 助

勳三等

吉 植 庄 一 郎

正五位勳三等法學博士

桑 田 熊 藏

正四位勳四等男爵

中 島 久 萬 吉

勳四等

高 木 益 太 郎

從五位

大 橋 新 太 郎

正六位

新 田 長 次 郎

正六位

和 田 豊 治

從六位工學博士

山 田 直 矢

若 尾 琳 八

山 科 禮 藏

從三位勳二等

白 仁 武

正五位勳四等法學博士

河 津 退

正五位勳四等法學博士

小 川 郷 太 郎

正五位勳四等法學博士

松 岡 均 平

從三位伯爵

副 島 道 正

從五位勳三等工學博士

團 塚 磨

正六位

武 藤 山 治

法學博士

窪 田 四 郎

正六位

賀 勘 重

正六位

藤 原 銀 次 郎

正六位

藤 本 卯 本

正四位勳二等法學博士

林 直 通 郎

從四位勳三等

添 田 敬 一 郎

從四位勳三等

湯 村 竹 治

從四位勳三等

若 宮 貞 夫

正五位勳四等法學博士

山 内 隆 三 郎

正五位勳四等

田 中 都 吉

正五位勳四等

松 村 眞 一 郎

從四位勳四等

小 西 正 二

從四位勳四等男爵

四 條 隆 英

從五位勳五等

別 府 丑 太 郎

從五位勳四等

下 條 康 啓

勳八等

福 田 正 躬

勳八等

藤 井 吉 澄

九二〇〇八

臨時産業調査會

幹事

臨時委員

書記

大正九年三月

臨時產業調查會官制名簿

事務所
官城內內閣書記官室
電本局
電新橋
四一〇九七
四八五〇八二
四〇〇九三五
五五五
六四三

臨時產業調查會官制名簿

大正九年三月九日

原臨時產業調查會會長

臨時委員 野村浩一

本月十三日(土曜)午前十一時永田町

內閣總理大臣官舎於臨時產業調

査會開催致候。付參集相成度候

急

大正十年六月十日

臨時産業調査會幹事

湯也 幹事

四條 幹事

松村 幹事

来儿二十一日(火曜)午後二時永田
町首相官邸、御参集相成度